

2022年6月27日

厚生労働大臣
後藤茂之 殿



四病院団体協議会
一般社団法人日本病院会
会長 相澤孝夫
公益社団法人全日本病院協会
会長 猪口雄二
一般社団法人日本医療法人協会
会長 加納繁照
公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學

入院中の食事療養に必要な費用に関する改正要望書

2017（平成29）年10月に中央社会保険医療協議会で報告された「入院時食事療養の収支等に関する実態調査」において、給食部門は全面委託・一部委託・完全直営の運営形態を問わず、赤字となっていることが報告された。赤字となっている要因は、給食収入の減少、給食業務委託費（人件費）、光熱水費の上昇である。更に足元では調理師の人材不足が深刻さを増しており、給食部門では人材不足を補うための新たな設備投資が必要となっている。一方、給食部門の費用はますます増加傾向にあり、更に原油価格の高騰による給食用材料費、光熱水費、厨房機器の購入費用、関連工事費の上昇が追い打ちをかけている。赤字額は2017（平成29）年10月の報告時より大きくなっていることは明らかである。

そもそも入院中の食事療養に必要な費用は1994（平成6）年の制度創設以降、設定金額は据え置かれ、その一方で、患者の食事療養標準負担額は増え続けている。さらに2006（平成18）年度診療報酬改定で入院中の食事療養に必要な費用は1日単位から1食単位に変更となり、提供食数に関わらず必要となる固定費を無視した制度に改変された。

病院は、医療法施行規則で「給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とする」と決められ、病院はこれを遵守すべく努力しているが、制度はこの条文を置き去りにしていると言わざるを得ない。

そこで、入院中の食事療養に必要な費用について、以下のとおり強く要望する。

記

【要望事項】

1. 給食部門の収支状況について早急の実態調査を実施し、入院中の食事療養に必要な費用について適正な額となるように改正する事を要望する。その際に、患者の食事療養標準負担額が増えることがないよう要望する。
2. 病院厨房管理には、食数に関わらず人件費を含めて固定費が発生する。この固定費部分については、入院患者1人1日あたりの報酬として支払われるよう制度変更する事を要望する。

以上

1. 病院給食問題

～入院時食事療養費の設定金額が据え置きになっている。
その一方で、患者の自己負担額（窓口負担額）は増え続けている～

1989（平成元）年4月
消費税3%導入

1994（平成6）年度入院時食事療養費導入

1997（平成9）年4月
消費税3%→5%に増税

1998（平成10）年度診療報酬改定

2000（平成12）年度診療報酬改定
介護保険制度スタート

2006（平成18）年度、1回目の診療報酬・
介護報酬同時改定

2012（平成24）年度、2回目の同時改定

2014（平成26）年4月
消費税5%→8%に増税

2016（平成28）年度診療報酬改定
2018（平成30）年度、3回目の同時改定

2019（令和元）年10月
消費税8%→10%に増税

2020（令和2）年度診療報酬改定
2022（令和4）年度診療報酬改定

入院時食事療養費制度の変遷

1994（平成6）年度 **1,900円/日**
特別食加算 350円/日 食堂加算 50円/日
特別管理加算 200円/日 選択メニュー加算 50円/日

1998（平成10）年度 **1,920円/日（+20円）**
※その他は変更なし **3%→5%に対応**

1,920円を3食で除すと1食換算640円

2006（平成18）年度 **640円/食**
（1日当→1食当に算定方法変更）

特別食加算 76円/食 食堂加算 50円/食
→3食換算で228円/日 ~~選択メニュー加算 50円~~
~~特別管理加算 200円~~

「選択メニューではなく、基本メニューとは別に通常の費用では提供困難な高価な材料を使用した場合等であれば1食17円を標準として社会的妥当な支払を受けることができる（特別メニュー＝全額自費）」

2016（平成28）年度
市販の濃厚流動食
640円→575円（▲65円）

5%→8%
8%→10%
対応なし

いわゆる基本診療料（初診料、再診料、入院基本料等）で対応も、5→8%時は補填が不十分であることが後に問題になった。

令和4年5月現在まで1食640円は変更なし

自己負担額（一般）の変遷

1994（平成6）年10月～1996（平成8）年9月
→**1日当たり600円**

1996（平成8）年10月～2000（平成12）年12月
→**1日当たり760円（+160円）**

2001（平成13）年1月～2006（平成18）年3月
→**1日当たり780円（+20円）**

2006（平成18）年4月～2016（平成28）年3月
→**1食当たり260円**

～**食材費+調理費、を窓口負担とする**～

2016（平成28）年4月～2018（平成30）3年
→**1食当たり360円（+100円）**

2018（平成30）4年～現在に至る
→**1食当たり460円（+100円）**